

滝内建設株式会社を（十和田市）を 女性活躍推進企業として「えるぼし認定」

青森労働局は、女性活躍推進法に基づき、基準適合一般事業主として滝内建設株式会社（建設業、労働者数11名、うち女性労働者3名）を認定し、令和3年7月16日に認定通知書を交付しました。

これにより、青森県内のえるぼし認定企業は9企業となりました。



認定通知書交付式の様子

5つ（採用・継続就業・労働時間等の働き方・管理職比率・多様なキャリアコース）の認定基準をすべて満たしている。

～えるぼし認定を目指したきっかけ～

ワーク・ライフ・バランスの推進や建設業で働く土木女子（ドボジョ）の増加を促すこと、建設業のイメージアップを図り、女性が働きやすい会社を目指し認定取得。



えるぼし認定マーク
(3段階目)



プラチナえるぼし認定マーク

青森県内では
まだゼロ！
県内初を目指
しませんか？

* 女性活躍推進法とは

職業生活において、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会の実現のため、国、地方公共団体、民間事業主それぞれの女性活躍推進に関する責務等を定めた法律であり、常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、一般事業主行動計画の策定・都道府県労働局への届出及び自社の女性活躍に関して情報公表すること等を義務付けています。（令和4年4月1日からは対象事業主が拡大され、常時雇用する労働者が101人以上の事業主も上記取組が義務となります。）

* えるぼし認定

えるぼし認定とは、女性の活躍推進に関する行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等一定の要件を満たした場合に認定します。『採用・継続就業・労働時間等の働き方・管理職比率・多様なキャリアケース』の5つの評価項目のうち、満たした数に応じて認定の段階が3段階あります。

* プラチナえるぼし認定

プラチナえるぼし認定とは、えるぼし認定を受けた事業主のうち、行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。

< 認定のメリット >

えるぼし認定、プラチナえるぼし認定を受けた事業主は認定マークを商品、広告、求人広告等に付すことができ、「女性の活躍を推進している事業主」であることをPRすることができます。また、公共調達の特典評価を受けることができます。